運 営 規 程

(指定訪問看護)

訪問看護ステーション ハローナース防府

【名 称】訪問看護ステーション ハローナース防府

【所 在 地】防府市大字台道 1634-1

【指定番号】3560690004

 【連 絡 先】電話番号 (0835) 32-3132
 F A X (0835) 32-3132

 携帯電話 090 (1333) 7260
 携帯電話 090 (1337) 6171

【担 当】管理者 弘瀬 祥代

看護師 常勤3名 非常勤1名 理学療法士 常勤2名 言語聴覚士 非常勤2名

【営業日及び営業時間】

☆営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

☆営業時間 月曜日~金曜日までは午前8時30分から午後5時30分まで。

土曜日は午前8時30分から午後0時30分まで。

- 【目 的】要介護状態又は要支援状態であって、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた方に適正なサービスを 提供します。
- 【方 針】 1. あなたの要介護状態等の軽減、全体的な日常生活動作の維持回復を図り、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
 - 2. サービスの提供にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめます。

【事業内容】指定訪問看護の内容は次のとおりです。

- 1. 病状・障害の観察。 2. 清拭・洗髪等による清潔の援助。3. 食事及び排泄等日常生活のお世話。
- 4. 褥瘡の予防や処置。 5. リハビリテーション 6. ターミナルケア 7. 認知症の看護
- 8. 療養生活や介護方法指導。9. カテーテル等の管理。10. かかりつけ医の指示による医療処置
- ☆理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としての訪問看護ですので、看護職員による定期的な訪問を行い、共同で 訪問看護を提供することに同意願います。

【通常の事業の実施地域】

通常の事業の実施地域は防府市、山口市です。

【利 用 料】訪問看護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他費用は以下のとおりです。

☆時間別単価・サービス単価

所要時間 20 分未満 314 単位/回 30 分未満 471 単位/回 30 分以上 60 分未満 823 単位/回

1 時間以上 1 時間 30 分未満 1128 単位/回 緊急時加算 600 単位/月

特別管理加算(Ⅰ)500単位/月 特別管理加算(Ⅱ)250単位/月

退院時共同指導加算 600 単位/回 初回加算 I 350 単位/月 初回加算 II 300 単位/月 ターミナルア加算 2500 単位/死亡月 長時間訪問看護加算 300 単位/回 複数名訪問看護加算 30 分未満 254 単位/回 30 分以上 402 単位/回 サービス提供体制強化加算(I)6 単位/回 理学療法士等による訪問 1 回あたり(20 分以上)294 単位

早朝(AM6:00~AM8:00)・夜間(18:00~22:00)は所定単位の25%の加算

深夜(22:00~翌6:00)は所定単位の50%の加算

☆交通費 □防府市、山口市の利用者の方は必要ありません。□当時業所の通常の事業実施地域以外の場合、

ステーションから片道概ね20km以上の方は、訪問1回につき500円頂きます。

訪問看護を提供した場合所得に応じて、その費用の1割~3割(3割は平成30年8月1日施行)を利用料としてお支払いいただきます。利用料は、月1回定められた日にお支払い願います。その他、日常生活上必要な物品は実費、死後の処置料は5,000円頂きます。

【苦情処理】

苦情やご相談は責任者
弘瀬祥代が受け付けます。迅速かつ適切に対応します。

連絡先: ハローナース防府 TEL0835-32-3132 防府市高齢福祉課 TEL0835-25-2128 山口市介護保険課 TEL083-934-2795 山口県国民健康保険団体連合会 TEL083-995-1010

【事故発生時の対応】

- 1. サービス提供時に事故が発生した場合は、応急処置や主治医・救急への連絡を行うとともに御家族、担当、ケアマネージャー及び市役所等関係先に速やかに連絡をします。
- 2. 事故に関する御相談、お話し合いには誠意を持って応じると共に、事業所が損害を賠償すべき事案については損害 賠償を行います。なお当事業所は三井住友海上火災保険株式会社の「訪問看護事業者損害賠償責任保険」に加入し ておりますので、賠償できる損害の範囲や賠償額等について詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。
- 3. 事故発生後、管理者、関係職員が速やかにご利用者や従事中の職員等に事情聴取を行うとともに必要な場合は現場検証を行い、原因の解明を行います。原因が解明された後、職員で構成する「事故再発防止検討会議」で再発防止策を取りまとめてご利用者にご説明します。なお、当事業所では「事故対策マニュアル」を作成していますので、詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。

【緊急時の対応方法】

訪問看護を実施中に、利用者の皆様の病状に急変や緊急事態が生じた時は、必要に応じて 臨時応急の手当を行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。 然るべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をいたします。

【虐待防止に関する事項】

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に揚げる措置を講じます。

- 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- 2. 虐待防止のための指針を整備する。
- 3. 看護師等に対し、虐待防止のための研修を実施する。
- 4. 前3号に揚げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

【守秘義務等】

訪問看護を提供する上で知り得た利用者及び御家族等に関する事項を第三者に漏洩しません。 この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。

【訪問看護サービスの契約における個人情報同意について】

利用者及びその家族に係る個人情報(氏名、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報等)を、サービス担当者会議等において介護支援専門員、担当医、他のサービス担当者に提供する事に関しては御了承願います。

附則 この規定は、令和7年4月1日から施行する。

運 営 規 程

(指定介護予防訪問看護) 訪問看護ステーション ハローナース防府

【名 称】訪問看護ステーション ハローナース防府

【所 在 地】防府市大字台道 1634-1

【指定番号】3560690004

 【連 絡 先】電話番号 (0835) 32-3132
 F A X (0835) 32-3132

 携帯電話 090 (1333) 7260
 携帯電話 090 (1337) 6171

【担 当】管理者 弘瀬 祥代

看護師 常勤3名 非常勤1名 理学療法士 常勤2名 言語聴覚士 非常勤2名

【営業日及び営業時間】

☆営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

☆営業時間 月曜日~金曜日までは午前8時30分から午後5時30分まで。

土曜日は午前8時30分から午後0時30分まで。

- 【目 的】要介護状態又は要支援状態であって、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を 認めた方に適正なサービスを提供します。
- 【方 針】1. あなたの要介護状態等の軽減、全体的な日常生活動作の維持回復を図り、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
 - 2. サービスの提供にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【事業内容】指定訪問看護の内容は次のとおりです。

- 1. 病状・障害の観察。2. 清拭・洗髪等による清潔の援助。3. 食事及び排泄等日常生活のお世話。
- 4. 褥瘡の予防や処置。5. リハビリテーション 6. 認知症の看護 7. 療養生活や介護方法指導。
- 8. カテーテル等の管理。9. かかりつけ医の指示による医療処置。 10. ターミナルケア

☆理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としての訪問看護ですので、看護職員による定期的な訪問を行い、共同で 訪問看護を提供することに同意願います。

【通常の事業の実施地域】

通常の事業の実施地域は防府市、山口市です。

【利用料】訪問看護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他費用は以下のとおりです。

☆時間別単価・サービス単価

所要時間 20 分未満303 単位/回 30 分未満451 単位/回 30 分以上60 分未満794 単位/回

1時間以上1時間30分未満1090単位/回 緊急時加算600単位/月

特別管理加算(Ⅰ)500 单位/月 特別管理加算(Ⅱ)250 单位/月 退院時共同指導加算600 单位/回

初回加算Ⅰ350 单位/月 初回加算Ⅱ300 单位/月 長時間訪問看護加算300 単位/回

複数名訪問加算 30 分未満 254 単位/回 30 分以上 402 単位/回 サービス提供体制強化加算(I)6 単位/回

理学療法士等による訪問1回あたり(20分以上)284単位

利用開始日の属する月から 12 月超の利用者の場合は 1 回あたり 279 単位

早朝(AM6:00~AM8:00)・夜間(18:00~22:00)は所定点数の25%の加算

深夜(22:00~翌6:00)は所定点数の50%の加算

☆交通費は □防府市、山口市の利用者の方は必要ありません。 □当事業所の通常の実施地域以外の場合、

ステーションから片道概ね20km以上の方は、訪問1回につき500円頂きます。

訪問看護を提供した場合所得に応じて、その費用の1割~3割(3割は平成30年8月1日施行)を利用料としてお支払いいただきます。利用料は、月1回定められた日にお支払い願います。その他、日常生活上必要な物品は実費頂きます。

【苦情処理】

苦情やご相談は責任者 弘瀬祥代が責任もって受け付けます。迅速かつ適切に対応します。 連絡先: ハローナース防府 TEL 0835-32-3132 防府市高齢福祉課 TEL 0835-25-2128 山口市介護保険課 TEL 083-934-2795 山口県国民健康保険団体連合会 TEL083-995-1010

【事故発生時の対応】

- 1. サービス提供時に事故が発生した場合は、応急処置や主治医・救急への連絡を行うとともに御家族、担当、ケアマネージャー及び市役所等関係先に速やかに連絡をします。
- 2. 事故に関する御相談、お話し合いには誠意を持って応じると共に、事業所が損害を賠償すべき事案については損害 賠償を行います。なお当事業所は三井住友海上火災保険株式会社の「訪問看護事業者損害賠償責任保険」に加入し ておりますので、賠償できる損害の範囲や賠償額等について詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。
- 3. 事故発生後、管理者、関係職員が速やかにご利用者や従事中の職員等に事情聴取を行うとともに必要な場合は現場検証を行い、原因の解明を行います。原因が解明された後、職員で構成する「事故再発防止検討会議」で再発防止策を取りまとめてご利用者にご説明します。なお、当事業所では「事故対策マニュアル」を作成していますので、詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。

【緊急時の対応方法】

訪問看護を実施中に、利用者の皆様の病状に急変や緊急事態が生じた時は、必要に応じて 臨時応急の手当を行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。 然るべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をいたします。

【虐待防止に関する事項】

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に揚げる措置を講じます。

- 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- 2. 虐待防止のための指針を整備する。
- 3. 看護師等に対し、虐待防止のための研修を実施する。
- 4. 前3号に揚げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

【守秘義務等】

訪問看護を提供する上で知り得た利用者及び御家族等に関する事項を第三者に漏洩しません。 この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。

【訪問看護サービスの契約における個人情報同意について】

利用者及びその家族に係る個人情報(氏名、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報等)を、サービス担当者会議等において介護支援専門員、担当医、他のサービス担当者に提供する事に関しては御了承願います。

附則 この規定は、令和7年4月1日から施行する。